

地域中小企業応援ファンド 令和5年度 ふくいの逸品創造ファンド事業

[1] 事業概要

令和5年8月

fisc 公益財団法人 ふくい産業支援センター
Fukui Industrial Support Center

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

❖ 国・福井県・県内の金融機関が 協力して創設したファンドです



ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

◆ふくいの逸品創造ファンド事業とは

県内の特色ある産業資源を活用した**新商品・新サービス**の**開発と販路開拓**を支援します

助成対象事業は**2つ**です。

【1】新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業
(北陸新幹線開業に向けた取組を含むこと)

【2】直近3年以内に開発した商品や開始したサービスの販路開拓事業

◆北陸新幹線開業に向けた取組とは

県内の特色ある産業資源を活用し、北陸新幹線利用者や北陸新幹線関連製品等に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓についての取組

- (1) 北陸新幹線利用者に向けた土産品の開発
- (2) 北陸新幹線をモチーフとした新商品および新サービスの開発
- (3) 北陸新幹線車両・整備関連製品や北陸新幹線利用者向け商品に採用される新たな素材の開発
(例:新幹線のシート向けの新素材、土産品向けのパッケージ)
- (4) 開発した新商品・新サービス・新素材等の北陸新幹線利用者や北陸新幹線関連商品・製品への採用に向けた販路開拓活動
(例:北陸新幹線利用者への開発素材のPRのため、新幹線駅や周辺施設等で素材を使った製品を体験するイベントの実施および実施に向けた活動)

上記の取組を参考として、北陸新幹線開業に向けた取組を事業計画に記載してください。

❖ 県内の特色ある産業資源とは

交付要領の別表1を
参照ください

◎農林水産物

らっきょう、福井梅、サトイモ、越前水仙、越前がに、若狭ふぐ、小浜よつばらいサバ、九頭竜まいたけ、杉 など。。。102件

◎鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

ごまどうふ、水ようかん、ボルガライス、ソースカツ丼、細幅織物製品、眼鏡、越前和紙、塗箸、若狭パール など。。。84件

◎文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

永平寺、恐竜の化石、東尋坊、たけふ菊人形、越前大野城、越前和紙の里、千年未来工藝祭、お水送り など。。。158件

上記のほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

- ① 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
- ② 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ③ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

5

地域中小企業応援ファンド 令和5年度 ふくいの逸品創造ファンド事業

[2] 交付要領(抜粋)

fisc 公益財団法人 ふくい産業支援センター
Fukui Industrial Support Center

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

6

❖ 助成対象者

県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者

- ① 中小企業者および小規模企業者（但し、「みなし大企業」は除く）
- ② 有限責任事業組合
- ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
- ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 森林組合、森林組合連合会、木材協同組合連合会
- ⑥ 特定非営利活動法人

❖ 計画申請の制限

（制限1）

当該年度に次の県産業労働部関係補助金等を受けた者もしくは受ける予定の者は除きます。

- ・おもてなし産業魅力向上支援事業助成金 …支援センター
- ・新事業チャレンジステップアップ事業助成金 …支援センター
- ・UIターン移住創業支援事業助成金 …支援センター
- ・大規模イベント関連商品開発支援事業補助金 …県産業技術課
- ・成長産業チャレンジ支援事業補助金 …県産業技術課

（制限2）

過去、逸品創造ファンド事業による助成を受けた事業者は、**事業終了後2年間**は受けられません。

❖ 中小企業者および小規模企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する者のことをいいます。

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金または従業員数		従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業、飲食サービス業等)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ぐい産業支援センター「ぶぐいの逸品創造ファンド事業」

9

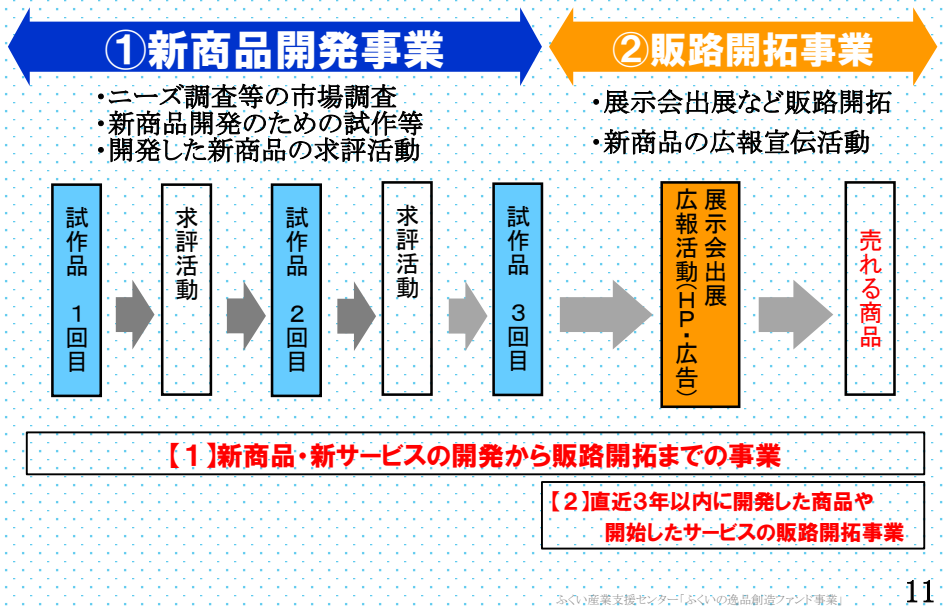
❖ 令和5年度の助成対象事業

対象事業<期間>	中小企業者	小規模企業者
【1】 新商品・新サービスの開発から販 路開拓までの事業 (北陸新幹線開業に向けた取組を含むこと) <交付決定日より24か月以内>	1/2 (上限200万円) ※うち販路開拓分 上限100万円	2/3 (上限200万円) ※うち販路開拓分 上限100万円
【2】 直近3年以内に開発した商品や開 始したサービスの販路開拓事業 <交付決定日より12か月以内>	1/2 (上限100万円)	2/3 (上限100万円)

※ぐい産業支援センター「ぶぐいの逸品創造ファンド事業」

10

❖ 助成対象となる事業イメージ



11

❖ 助成対象経費

事業実施のために必要となる経費

以下の①～③の条件をすべて満たすものが対象



- ① 事業の遂行に必要なものと明確に区別し特定できる経費
- ② **交付決定日以降**の契約・発注により発生した経費
※交付決定日とは、審査会で採択後に発行される「交付決定通知書」の日付
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
※証拠書類とは、見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

12

❖ 助成対象経費

①新商品開発事業-1/2

費目	想定される経費の内容
従業員旅費	開発・試作に必要な情報収集、調査、打合せ等に要する従業員の旅費・宿泊費
専門家謝金	開発・試作に必要な情報やノウハウを得るために専門家から指導助言を受けるための費用
専門家旅費	専門家から指導助言を受けるために要する専門家の旅費・宿泊費
資材購入費	原材料等、開発・試作に直接必要なもので、当事業での使用分が特定できる物の購入費
外注加工費	開発・試作を行うために必要な外注に要する費用
試作用機械器具等購入費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械器具等の購入費
機械改造費	助成期間中にのみ試作用途で限定使用される機械改造にかかる費用
借損料	開発・試作のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用
会場借料	求評活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	求評活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用

※この産業支援センター「ぶい」の逸品創造ファンド事業

13

❖ 助成対象経費

①新商品開発事業-2/2

費目	想定される経費の内容
サンプル作成費	試作品の求評活動や試験検査等に必要なサンプル品の作成に要する費用
雑役務費	求評活動等を実施するために、臨時かつ短期に雇用したアルバイト費用
通訳・翻訳料	事業に必要な通訳および翻訳を依頼する際に要する経費
委託費	開発・試作に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
産業財産権等取得費	産業財産権を取得するために要する弁理士費用
資料購入費	開発・試作に必要な専門書や資料等の購入費
印刷製本費	求評用印刷物や連携企業間の打合せ資料等、当事業での使用分が特定できる印刷費
通信運搬費	求評用サンプルの送付や展示会用の展示品の送付等に要する運送費および郵送費
消耗品費	開発・求評に必要なもので、当事業での使用分が特定できる消耗品の購入費

※この産業支援センター「ぶい」の逸品創造ファンド事業

14

❖ 助成対象経費

② 販路開拓事業-1/2

費目	想定される経費の内容
従業員旅費	販路開拓・広報に必要な情報収集、調査、打合せ等に要する従業員の旅費・宿泊費
専門家謝金	販路開拓・広報に必要な情報やノウハウを得るために専門家から指導助言を受けるための費用
専門家旅費	専門家から指導助言を受けるために要する専門家の旅費・宿泊費
販路開拓用機械器具等購入費	販路開拓を目的とした機械器具等の購入費 ※ 取得価格が税抜き50万円以上のものを除く
会場借料	販路開拓・広報活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する費用
会場整備費	販路開拓・広報活動のために借上げた会場や展示小間の工事・装飾に要する費用
サンプル作成費	販路開拓・広報活動に必要なサンプル品の作成に要する費用
借損料	販路開拓・広報活動のために必要な機械器具等のレンタル・リースに要する費用
雑役務費	販路開拓・広報活動を実施するために臨時かつ短期に雇用したアルバイト費用

※この産業支援センター「ぶい」の逸品創造ファンド事業

15

❖ 助成対象経費

② 販路開拓事業-2/2

費目	想定される経費の内容
通訳・翻訳料	事業に必要な通訳および翻訳を依頼する際に要する経費
委託費	販路開拓・広報活動に必要な業務の一部を外部に委託するために要する費用
資料購入費	販路開拓・広報活動のために必要な専門書や資料等の購入費
広告宣伝費	販路開拓・広報を目的とした新聞・雑誌等の広告宣伝費
ホームページ作成費	販路開拓・広報を目的としたホームページの制作費
印刷製本費	販路開拓・広報用の印刷物等、当事業での使用分が特定できる印刷費
通信運搬費	販路開拓・広報用サンプルの送付や展示会用の展示品の送付等に要する運送費および郵送費
消耗品費	販路開拓・広報活動に必要なもので、当事業での使用分が特定できる消耗品の購入費

※この産業支援センター「ぶい」の逸品創造ファンド事業

16

❖ 助成対象経費 旅費について-1/2

運賃	交通費の 実費 とします。国内旅費は、グリーン料金・のぞみ料金は対象外
宿泊費	実費 とし、以下の表に基づく金額(税込)を上限とします。

国内	1泊	13,400円				12,000円	
	地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市				左記以外	
海外	地域区分	1泊	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	
		北米(アメリカ、カナダ)	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	●			
		欧州	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	●		
			東欧	モスクワ		●	
		中近東	アブダビ、シド、クワート、リヤド	●			
		アジア	東南アジア	シンガポール		●	
			南西アジア、アジア大陸、台湾等				●
		中南米				●	
		大洋州			●		
		アフリカ	アビジアン				●

※ 海外旅費については、海外展示会出展事業のみ対象。ただし、2名を限度とします。
また、日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、県内旅費は対象外です。

※(株)産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

17

❖ 助成対象経費 旅費について-2/2

《国内旅費》についての補足説明

① JR指定席運賃がベースとなります。

- ・飛行機の使用も可能です。
最も経済的な通常の経路であり、JR指定席を利用した場合の運賃と料金比較を行います。
- ・社内で旅費規程を設けている場合も、JR指定席運賃をベースとします。

② 自動車は、高速代のみ対象となります。

- ・県内間での移動は対象外 ※ 敦賀IC～福井北IC・・・×
- ※ 敦賀IC～小松IC・・・○
- ・ガソリン代、レンタカー代、駐車場代は対象外

※(株)産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

18

❖ 助成対象にならない経費 交付要領の別表3②を参照

- ◎ グループの各企業の間取引にかかる費用
- ◎ 保証金、敷金、保険料、**公租公課(消費税等)**
- ◎ **飲食費**、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
※**ホテル宿泊代の中の朝食代**なども対象外
- ◎ 既存事業との区分が不可能な共通経費や諸経費、一般管理費、保守管理費など、詳細が確認できない経費
ただし、上記の経費で内訳(金額含む)があり事業遂行上必要と認められるものについては、助成対象となる場合もある。
- ◎ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ◎ **直接売上や利益につながる費用**
ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。
- ◎ 商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費
(機械装置、検査器具等の購入費)
- ◎ その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費 (風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

19

❖ 助成事業の採択基準

1. 事業内容の熟度が高いこと(**実施が確実である等**)
2. 将来的に**地域産業の活性化が期待できる**事業であること
3. 事業計画および実施方法が、本助成金交付要領に規定する事業を遂行するために**適切であり、かつ十分な成果を期待できる**ものであること
4. 事業の予想する成果が、特定企業の利益のみ寄与するものと想定される事業でないこと

上記の基準に照らし、**審査委員会**で事業計画書の内容を審査します。

<下に該当する事業者については、審査において加点します>

- ・事業継続計画(BCP)を策定している事業者
 - ・経営革新計画の承認を受けている事業者
 - ・パートナーシップ構築宣言を公表している事業者
 - ・社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、今後の取組項目欄において「(6)賃金引上げ」を選択している事業者
- 必要書類は、様式第1の8添付書類(7)をご確認ください。

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

20

❖ 申請書(事業計画書)の作成から申請までの流れ

1. 金融機関（福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫）および商工会議所・商工会にご相談ください。

※事業計画のブラッシュアップ、**意見書**を書いてもらってください。

意見書には、◎新規性・革新性、◎顧客市場ニーズ、◎実現可能性・組織体制、◎地域経済への波及性に対するコメント欄があります。

2. 必要書類を揃えてください。

（助成金交付に関する事業計画書、決算書など）

※申請様式は、産業支援センターホームページからダウンロードください。

3. 産業支援センターにご提出ください。

（8月22日（火）～9月29日（金）17時必着）

※郵送、持参は問いませんが、締切日は混み合います。

締切までに必要書類が揃っていない申請は、原則として受付できません。

❖ 交付決定までのスケジュール(予定)

募集期間(申請受付)	8月22日(火)から 9月29日(金) 17時必着
審査会	10月下旬
交付決定(事業開始)	11月下旬

【提出先】

〒910-0296

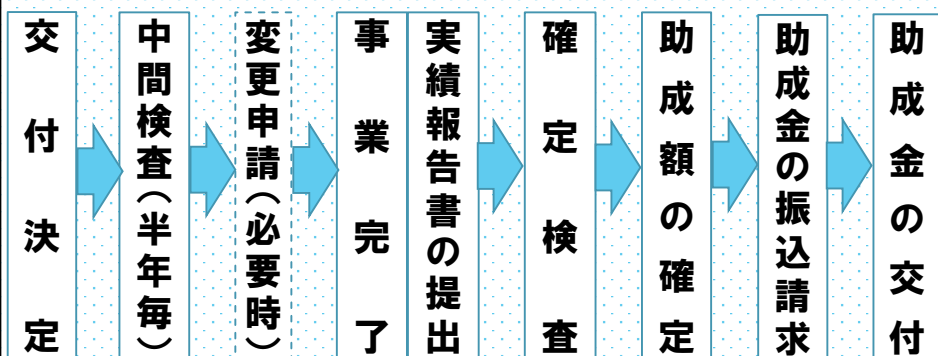
坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

福井県産業情報センタービル4階

(公財)ふくい産業支援センター

経営支援部 あて

◆ 交付決定から助成金交付までの流れ



← 助成対象となる期間 →

※原則、助成金は
事業実施後の精算払いです

注意

※交付決定前に発注したもの、事業完了（助成期間終了）後に支払ったものは助成の対象経費にはなりません。

ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

23

お気軽にお問い合わせください

(公財)ふくい産業支援センター
経営支援部

電話:0776-67-7406



ふくい産業支援センター「ふくいの逸品創造ファンド事業」

24